

この書面をよくお読みください。

(この書面は、金融商品取引法（以下法という）第 37 条の 4 第 1 項に基づき、契約締結時にお客様に交付しなければならない「契約締結時の書面」と投資顧問契約書を兼用しています。)

----- ご注意 -----

金融商品取引業者は、つぎのことが法律で禁止されています。

1. 金融商品取引業者等が、その行う投資助言業務に関して、顧客を相手方として又は当該顧客の為に一定の金融商品取引業(金融商品取引法第 2 条第 8 項第 1 号から第 4 号までに掲げる行為)を行うこと。
2. 金融商品取引業者等が、いかなる名目によるかを問わず、その行う投資助言業務に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該金融商品取引業者等と密接な関係を有する者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させること。
3. 金融商品取引業者等が、その行う投資助言業務に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき、媒介、取次ぎ若しくは代理を行うこと。

◆お客様の債権の優先弁済権

当社と投資顧問契約を締結したお客様は、本契約により生じた債権に関し、当社が差入れている金融商品取引業者に係る営業保証金について投資顧問契約上の債権者以外の債権者に優先して弁済を受けることができます。

クーリング・オフ条項（10日以内の契約の解除・金融商品取引法第37条の6）

(1) クーリング・オフ期間内の契約解除

当社と、投資顧問契約を締結したお客様は、契約締結時の書面を受けとった日から起算して10日以内の期間であれば、ご自由に、書面により契約を解除することができます。なお、当該契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

契約の解除に伴う報酬の精算は、金融商品取引業等に関する内閣府令第115条の規定に従い、次の通りといたします。

・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：

投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額を頂きます。

・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：

日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）を頂きます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返金いたします。又、契約解除に伴う損害賠償、違約金は一切頂きません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約解除

クーリング・オフ期間経過後に契約解除がなされた場合には、前払いして頂いている報酬から残りの契約月分の報酬を返金させていただきます。

（例：1月から3月までの契約期間で、2月中に解除した場合には、残りの1ヶ月分(3月分)の報酬を返金させていただきます。）

又、契約解除は解除予定日の10日前までにメールにより行うものとし、契約解除に伴う損害賠償、違約金は一切頂きません。

----- 投資顧問契約に係るリスクについて -----

当社が、投資顧問契約に基づき助言を行う金融商品は、金利・通貨の価格・金融商品市場における相場その他の指標の変動により損失が生じる恐れがあります。変動要因としては、有価証券等の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券等の発行体の信用リスク及び外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスクがあります。

したがってお客さまの投資元本は保証されているものではなく、金融商品等の価値の下落により、投資元本を割り込むことがあります。

又、有価証券関連デリバティブ取引等においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）こと、委託証拠金を割り込むことがあります。

◆分析者、助言者

この契約に基づく投資顧問サービスを提供する担当者は、次のとおりとします。

◇金融商品の価値等の分析などの業務を行う者 堀川 秀樹

◇助言の業務を行う者 堀川 秀樹

◆お客様が当社に連絡する方法

メール(mr.derivative311@gmail.com)又は電話(03-3668-2922)によるものとする。

◆当社の苦情窓口

- ・担当者：代表取締役 堀川 秀樹
- ・電話番号：03-3668-2922 メールアドレス：mr.derivative311@gmail.com

法第37条の4第1項に定められている記載事項のうち、上記以外のものは契約書中に記載されています。契約書の内容をご確認の上、ご確認ボタン(=契約締結)を押してください。

投資顧問契約書

_____（以下甲という）とフェアラインパートナーズ株式会社（以下乙という）とは、甲が乙に対価を支払って、乙から甲へ乙の推奨する金融商品に関する投資判断を継続的に行う投資助言サービスの供与を受けることに関し、次の契約をした。

（目的）

第1条 甲は、自己の投資資産の運用に関し、乙から継続的に有用な情報の供与を受けることを乙に申し入れ、乙は法令の規定及び本契約の本旨に従い、甲のため忠実に投資助言業を行うことを承諾した。

（投資助言の内容及び方法並びにその回数、報酬体系）

第2条 乙は、甲に対して、金融商品取引法第2条第21項に規定する株価指数先物・オプション取引、FX取引、CFD取引についての投資判断(売買のタイミング、当該金融商品の評価、ポジション等)について、少なくとも1日1回以上の頻度(但し、土日祝日を除く)で甲に対しメール配信による投資助言を行う。なお、報酬体系は以下の通りとする。

会員プラン	契約期間	報酬額(税別)
先オプ 300	1ヶ月	42,000 円
	3ヶ月	120,000 円
先オプ 1000	1ヶ月	105,000 円
	3ヶ月	300,000 円
日経 225 先物	1ヶ月	21,000 円
	3ヶ月	60,000 円
FX	1ヶ月	21,000 円
	3ヶ月	60,000 円
CFD	1ヶ月	21,000 円
	3ヶ月	60,000 円

先オプ 300 会員は概ね運用資産額（預入証拠金額）が 300 万円以上、先オプ 1000 会員は概ね運用資産額（預入証拠金額）が 1000 万円以上の顧客向けサービスとする。

■補足

※会員プランは運用資産額(預入証拠金額)の金額を問わず、顧客が決定するものとする。(サービス内容の別はあくまでコース決定の参考とする。)

※報酬については一括・前払いにより支払うものとする。

(先オペ会員の初回は申込日の当月第二金曜日前日、更新の場合は契約最終日までに支払うものとする。)

甲が選択したコースは

先オペ 300 会員コース (1 ヶ月・3 ヶ月)

先オペ 1000 会員コース (1 ヶ月・3 ヶ月)

日経 225 先物コース (1 ヶ月・3 ヶ月)

FX コース (1 ヶ月・3 ヶ月)

CFD コース (1 ヶ月・3 ヶ月)

とする。(該当を○で囲む)

(投資判断)

第3条 甲は、前条に定める投資判断の助言に基づき、乙の助言を参考にし、投資判断を行うものとする。

(秘密の保持)

第4条 乙は、この契約に関連して知り得た甲の財産状況その他の事情については、秘密を厳守する。

2 甲は、投資顧問サービスの内容を第三者に漏らし、又は乙の承諾なくして乙の投資顧問サービスを第三者と共同して利用してはならない。

(投資顧問報酬の支払時期)

第5条 この投資顧問契約により甲が乙に支払う投資顧問報酬は契約月数分を一括・前払いで支払うものとする。(初回は申込日から3日以内、更新の場合は契約最終日)までに支払うものとする。

甲の投資顧問報酬払込み完了をもって投資顧問契約の成立とする。

銀行名：みずほ銀行 神田支店
種類：普通預金
口座番号：1261926
口座名義：フェアラインパートナーズ株式会社

支払期日 令和____年____月____日

(運用の責任等)

- 第6条 投資資産の運用は、甲の意思に基づき、甲によって行われるものであり、乙の助言は甲を拘束するものではない。
- 2 乙は、甲の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、又は甲に対する特別の利益の提供は行わないものとする。

(変更の通知)

- 第7条 甲又は乙は、住所、名称、連絡先、その他この契約に影響を及ぼす重要な事項について変更があったときは、速やかに相手側に通知するとともに必要な手続をとるものとする。

(契約期間及び更新並びに解除)

- 第8条 契約期間は1ヶ月または3ヶ月とし、甲乙双方メールによる解除の申し出がない限り、自動的に更新するものとし、その後も同様とする。但し、支払期日(新規契約は申込日から3日以内、更新の場合は契約最終日)までに報酬の支払いがない場合には、当該日付で契約解除したものとする。

解除は随時受け付けるものとし、解除予定日の10日前までにメールにより行うものとする。(但し、1ヶ月契約の場合、中途解除による返金はありません)

なお、解除した場合には前払いして頂いている報酬から残りの契約月分の報酬を返金するものとする。(例：1月から3月までの契約期間で

2月中に解除した場合には、残りの1か月分(3月分)の報酬を返金するものとする。) 但し、クーリング・オフ期間は除くものとする。

契約期間：

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 まで

(法令の遵守)

第9条 乙は、この契約に定める義務の履行に際しては、この契約に定める事項のほか「金融商品取引法」並びに関係法令を遵守する。

(契約書の事項の変更)

第10条 契約書に記載した事項を変更する必要があるときは、甲乙協議して投資顧問契約の変更契約書を作成するものとする。

(契約外事項の協議)

第11条 本契約に定めのない事項又は本契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

令和元年 月 日

甲 【顧客の名称(法人の場合は商号)、氏名(法人の場合は代表者名)】

【住所】

乙 フェアラインパートナーズ株式会社

代表取締役 堀川 秀樹

登録番号 関東財務局長(金商) 第2587号

営業所名 本店 東京都中央区日本橋人形町1-12-11

リガーレ日本橋人形町 29F

TEL: 03-366-2922 (代表)

MAIL: mr.derivative311@gmail.com